■ご注意

お買上明細兼保証書に「保証月数36ヶ月」または「保証月数60ヶ月」と表示のある商品は「ベスト長期安心保証」」に加入していることをあらわします。それ以外の商品には下記「ベスト長期安心保証」保証約款は適用されませんので、ご注意下さい。また、加入者の皆様にはお買上票のサインをもって保証約款の受領証とさせていただきます。

「ベスト長期安心保証」保証約款

◆第1章 一般規定◆

≪保証≫

第1条

①株式会社ベスト電器(以下「弊社」といいます)は、個人のお客様が「ベスト長期安心保証」に加入された場合に、お買上品の「故障、火災および破損」について以下のとおり保証いたします。

●故障

保証期間中に日本国内で取扱説明書・本体注意ラベルなどの注意書に従った正常な使用状態で故障が発生した場合、お買上金額を限度として実際に修理に要した費用を保証します。ただし、修理費用がお買上金額を超過した場合、超過分は全額お客様負担となります。またメーカー部品供給不能等による修理不能の場合、第1条②の保証限度額表によりベスト電器商品券をご提供いたします。

●火災および破損

保証期間中に日本国内で火災にあわれた場合、または、商品ご購入日から1年以内に日本国内で偶然な破損事故にあわれた場合には、次項の保証限度額表に従って、実際に修理に要した費用を保証します。ただし、修理費用が限度額を超過した場合、超過分は全額お客様負担となります。またメーカー部品供給不能等による修理不能の場合、第1条②の保証限度額表によりベスト電器商品券をご提供いたします。

②第1項および前項の保証限度額は、下表のとおりとします。

●保証限度額表(お買上金額に対して)

保証期間	故障	火災・メーカー部品供給不能		破損
		3年間保証商品	5年間保証商品	
ご購入~1年以内	お買上金額を限度として実際に修理に要した費用	100%	100%	100%
1年超~2年以内		80%	80%	対象外
2年超~3年以内		60%	60%	
3年超~4年以内		対象外	40%	
4年超~5年以内			20%	

(ご注意) パソコン、プリンター、複合機、コンパクトデジタルカメラ、デジタル一眼レフカメラ(本体のみ)、ポータブルMD等の3年間保証商品については、3年超の火災・メーカー部品供給不能は対象となりません。

③本保証約款に基づく給付は本条項に従い、現金給付はいたしません。

≪保証の対象となる商品およびその範囲≫

第2条

①保証の対象となる商品は次の条件に合致するものとし、店頭でご案内いたします。ただし、業務用に使用される商品は対象となりません。また、企業名での申込みはできません。

(1) メーカー等の保証がなされていること。
(2) 日本国内で修理が可能であること。
(3) 販売価格10,500円(税込)以上であること。
(4) 弊社が指定する商品であること。

②保証の対象となるお買上品の範囲は、機器本体とし、メーカー保証対象範囲に準拠するものとします。

ただし下記のものは含まれません。

(1) 本体付属品、消耗品及び本体の周辺機器とそれらの交換に伴う費用(下記は主な例です)
・ACアダプター ・マウス ・リモコン ・各種バッテリー ・電池 ・充電池 ・ネジ ・カード ・PCカード ・ケーブル類 ・各種替え刃類 ・ソフトウェア類 ・調理器具全般の内釜(テフロン加工の剥がれ交換含む) ・内鍋 ・中ビンフタ ・受け皿 ・カップ ・カッター等 ・クリーナーのジャバラホース ・クリーナー床ブラシ ・クリーナー電動床ブラシ ・各種フィルター類 ・扇風機および換気扇の羽 ・インクカートリッジ ・インクリボントナー ・廃インク吸収帯 ・単品カメラレンズ ・その他メーカーが指定している消耗品及びメーカー保証外のパーツ類
(2) パソコン、電子手帳、PDA等のデータ、ソフト等
(3) 本体の内蔵・外付けを問わず、増設されたパーツ類
(4) バージョンアップしたメモリ、HDD等
(5) 携帯電話、PHS、トランシーバー、無線機、カーナビゲーション(ポータブルを除きます)、ネットオーディオ、ゲーム機等弊社の定める一部商品
(6) 国内において、販売製造メーカーが事業清算もしくは国内撤退、またはこれらに類する事業清算等により、対象商品のアフターサービスが中止された場合、弊社は市販のサードパーティ等のパーツ使用により修理を行うものとします。
(7) (6)項による修理が不可能の場合は、延長保証を終了するものとし、その時点をもって中途解約条項により解約するものとします。

≪保証期間≫

第3条

①保証期間は、商品によって3年間または5年間とします。

3年間保証商品	5年間保証商品
パソコン・プリンター・複合機・コンパクトデジタルカメラ・デジタル一眼レフカメラ(本体のみ)・ポータブルMD	第2条に定める左記以外の保証対象商品

※弊社はパソコン本体およびパソコンに付属するディスプレイをパソコンと分類します。

保証は、お持ち帰り商品の場合ご加入日から、お届け商品の場合お届け日から始まります。保証期間の終了日は、保証開始日の応当日の24時とします。なお、保証開始日が月末日の場合、終了日も月末日となります。

②お客様のお申し出があった場合、中途解約ができます。中途解約にともなう返戻金は第15条に定めるものとします。

但し、延長保証期間中に保証を適用された場合、適用後の料金の返還はありません。

≪保証の請求権者≫

第4条

保証の請求権者は、お買上品の所有者、指定のある場合は指定使用者とします。

≪保証が受けられない場合≫

第5条

①次の各号に該当する場合は、保証は受けられません。

(1) 保証書に記載されていないお買上品の損傷。
(2) 保証書に必要事項の記載がない場合、あるいは字句を書き替えられた場合。
(3) 保証期間を経過した後に生じた事故による損傷。
(4) 日本国外で生じた事故による損害。
(5) 保証期間内に弊社に修理依頼を行わなかった場合。
(6) 不適切な使用(電池の液漏れを含む)、故意または重大な過失による故障および損傷。
(7) 詐欺・横領による損害。
(8) 第三者の加害行為による損害。
(9) 使用上の磨耗、消耗、変質、さび、かび、変色、変質その他類似する事由による故障、および損傷。
(10) ビデオヘッド、プリンタヘッドの磨耗、めづまりによる交換費用、ほこり、虫等による機能不良。
(11) かき傷、すり傷など、使用上支障のない外観の損傷、液晶のドット落ちや症状の出ない不良等。
(12) 地震、風水害、落雷などの自然災害、および爆発、破裂、塩害、公害、異常電圧による故障および損傷。
(13) 戦争、変乱、暴動によって生じた損害。
(14) 差押さえ、徴発、没収等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。
(15) 核燃料物質、放射能によって生じた損害。
(16) コンピュータプログラム、各種ソフトウェア、データに関する損害およびコンピュータウィルス等による損害。
(17) 不当な修理や加工、改造することにより生じた損害。
(18) メーカーがリコール宣言を行った後のリコール原因となった部位にかかる修理。
(19) メーカーの製造段階での欠陥による修理または損傷、いわゆる「瑕疵(かし)」によって生じた損害。
(20) 部品交換を伴わない修理。
(21) 電波障害、通信回線の異常による故障および損害。
(22) 移設、移動、輸送、落下、汚損、水漏れ等の外部要因による故障および損害。
(23) ご購入後に付加された付加物の故障およびそれに起因する故障および損害。
(24) 盗難、置忘れまたは紛失による損害。

②火災および破損に関し、他の保険契約がある場合、「ベスト長期安心保証」のご提供はいたしません。

③出張修理の場合、時間指定、駐車料金、遠隔地及び有料道路料金、離島への船運賃等は保証対象外となります。訪問修理時に実費をいただきます。

④本保証によるご加入品の修理実施を除き、ご加入品の故障に起因して生じた以下の損害は本保証の対象となりません。

(1) 使用できない期間の発生により生じたすべての損害
(2) 一切の身体的障害ならびに精神的障害
(3) その他の財物(ソフトウェア含む)に及ぼしたすべての損害

≪メーカー保証の優先≫

第6条

お買上品について、メーカー保証において対象となる場合は、メーカー保証を優先いたします。

≪請求方法≫

第7条

①万一故障または事故が発生した場合は、ただちにお買上いただいた販売店もしくはお近くの弊社店舗までご報告いただきます。事故報告が不当に遅延した場合で、かつ事故の確認がとれない場合は、第1条に基づく保証の請求を受けることができません。

②第1条に基づく保証請求には、下記の書類をご提出いただきます。なお、その他必要な書類については、ご請求時にご案内いたします。

(1) 延長保証請求書
(2) 消防署の罹災証明書(火災事故の場合)

≪お買上品が全損となる場合≫

第8条

事故でお買上品が全損となりベスト電器商品券を提供する場合、全損が確認された後に、お渡しいたします。また、全損商品はお客様より廃棄処分料を受け取り、弊社が廃棄処分いたします。

≪代位≫

第9条

第1条の保証を行う場合において、お買上品に生じた損害が第三者の行為によって生じ、弊社が保証を行ったときは、弊社は損害額に相当する金額を限度にお買上品に関する一切の権利を取得します。

≪準拠≫

第10条

本保証約款に定めのない事項については、日本国の法令の定めるところに従います。

お買上票 添付欄

◆第2章 契約取扱規定◆

≪申込および保証料のお支払方法≫

第11条

①加入される場合は、弊社の定める所定の商品をご購入時にお申込いただき、商品売買契約の一部として契約いたします。

②保証料は、商品お買上金額に加算し、商品お買上代金の一部として3年分または5年分を一括してお客様にご負担していただきます。(所定の消費税もご負担していただきます)

≪加入の登録および保証書の発行≫

第12条

弊社は、前条に従い加入申込および料金が支払われたき、加入の登録を行い、お客様に所定の保証書を発行いたします。

≪保証書の保管≫

第13条

①加入されたお客様は、ご契約期間中保証書を保管しなければなりません。(保証書は再発行いたしません)

②保証書の提出がない場合には、保証が受けられません。

≪ご通知事項≫

第14条

次の場合は指定の用紙に記入の上、ご連絡ください。指定の用紙については、弊社店舗にてご用意しております。

最寄の弊社店舗にお尋ねください。

(1) 加入されたお客様の氏名または住所の変更があった場合
(2) お買上品を第三者に譲渡され、同時に本保証書も譲渡された場合

なお、ご通知が遅延した場合、保証を受けられない場合があります。

≪契約の終了と保証料の返還≫

第15条

①加入されたお客様による解約の申し出、またはお買上品が給付対象とならない事由で全損(経済価値の滅失を含む)となった場合は、当契約は終了するとともに、下表に従い料金を返還いたします。

ただし、延長保証期間中に保証適用されている場合には、料金の返還はありません。

(1)3年間保証商品

ご購入日~1年以内	1年超~2年以内	2年超~3年以内
保証料の60%	保証料の30%	なし

(2)5年間保証商品

ご購入日~1年以内	1年超~2年以内	2年超~3年以内	3年超~4年以内	4年超~5年以内
保証料の60%	保証料の50%	保証料の35%	保証料の20%	なし

②以下の事由に該当することとなった場合は、契約は自動的に終了し、保証料の返還はいたしません。

・お買上品が全損となり保証がなされた場合。
・「5年間下取り保証」制度に基づき、ベスト電器が下取りを行った場合。
・お客様が虚偽の保証の申請を行われた場合。

◆第3章 付則規定◆

≪損害保険契約の締結と保険金の代理受領≫

第16条

「ベスト長期安心保証」で保証する費用のうち、第1条第2項の火災および破損の保証については、弊社は所定の保険会社との間でお買い上げ品を対象とし保証金額を保険金額とする損害保険契約を一括して締結します。

この損害保険契約により保険金が支払われる場合は、弊社が保険金を請求し、「ベスト長期安心保証」の保証金に充当します。

また保険金請求権は、お客様が「ベスト長期安心保証」による保証を受けた金額を限度として弊社に譲渡されたものとみなします。

2011.02 改訂

株式会社ベスト電器